

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案
【一般型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>第15 固定負債</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人については、<u>前受受託研究費</u>（受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、<u>前受共同研究費</u>（共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、<u>前受受託事業費等</u>（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。</p>	<p>第15 固定負債</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人については、<u>前受受託研究費等</u>（受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、<u>前受受託事業費等</u>（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。</p>	<p>第15 固定負債 【国大基準】</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注9）</p> <p>[(1)～(2) 略]</p> <p>(3) <u>前受受託研究費</u>（<u>受託研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(4) <u>前受共同研究費</u>（<u>共同研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(5) <u>前受受託事業費等</u>（<u>受託事業費</u>及び<u>共同事業費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(6) <u>大学改革支援・学位授与機構債務負担金</u>（<u>国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(7) 長期借入金</p> <p>(8) 国立大学法人等債（国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないもの</p> <p>(9) 退職給付（国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基</p>	<p>第15 固定負債 【国大基準】</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注9）</p> <p>[(1)～(2) 同左]</p> <p>(3) <u>前受受託研究費等</u>（<u>受託研究費</u>及び<u>共同研究費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>前受受託事業費等</u>（<u>受託事業費</u>及び<u>共同事業費</u>を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(5) <u>国立大学財務・経営センター債務負担金</u>（<u>国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(6) 長期借入金</p> <p>(7) 国立大学法人等債（国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないもの</p> <p>(8) 退職給付（国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
		<p>金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に係る引当金</p> <p>(10) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(11) 長期未払金</p> <p>(12) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</p> <p>(13) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に係る引当金</p> <p>(9) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(10) 長期未払金</p> <p>(11) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</p> <p>(12) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>
<p>第16 流動負債</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係る授業料及び前受金にかかる授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、<u>前受受託研究費</u>(固定負債に属するものを除く。)、<u>前受共同研究費</u>(固定負債に属するものを除く。)、<u>前受受託事業費等</u>(固定負債に属するものを除く。)、<u>預り科学研究費補助金等</u>(科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、<u>預り金</u>(預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。)及び公立大学法人債(固定負債に属するものを除く。)は、流動負債に属するものとする。</p>	<p>第16 流動負債</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人については、授業料債務(当該年度に係る授業料及び前受金にかかる授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、<u>前受受託研究費等</u>(固定負債に属するものを除く。)、<u>前受受託事業費等</u>(固定負債に属するものを除く。)、<u>預り科学研究費補助金等</u>(科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、<u>預り金</u>(預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。)及び公立大学法人債(固定負債に属するものを除く。)は、流動負債に属するものとする。</p>	<p>第16 流動負債 【国大基準】</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(6) <u>前受受託研究費</u>。ただし、固定負債に属するものを除く。</p> <p>(7) <u>前受共同研究費</u>。ただし、<u>固定負債に属するものを除く</u>。</p> <p>(8) <u>前受受託事業費等</u>。ただし、固定負債に属するものを除く。</p> <p>(9) <u>前受金</u>(年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)</p> <p>(10) <u>預り科学研究費補助金等</u></p> <p>(11) <u>預り金</u>((3)、(4)及び(10)を除く。以下同じ。)</p> <p>(12) <u>短期借入金</u></p> <p>(13) <u>一年以内償還予定国立大学法人等債</u></p> <p>(14) <u>未払金</u>(国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p>(15) <u>前受収益</u>で一年以内に収益となるべきもの(注10)</p> <p>(16) <u>未払費用</u>で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10)</p>	<p>第16 流動負債 【国大基準】</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(6) <u>前受受託研究費等</u>。ただし、固定負債に属するものを除く。 (新規)</p> <p>(7) <u>前受受託事業費等</u>。ただし、固定負債に属するものを除く。</p> <p>(8) <u>前受金</u>(年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)</p> <p>(9) <u>預り科学研究費補助金等</u></p> <p>(10) <u>預り金</u>((3)、(4)及び(9)を除く。以下同じ。)</p> <p>(11) <u>短期借入金</u></p> <p>(12) <u>一年以内償還予定国立大学法人等債</u></p> <p>(13) <u>未払金</u>(国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p>(14) <u>前受収益</u>で一年以内に収益となるべきもの(注10)</p> <p>(15) <u>未払費用</u>で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10)</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
		(17) 未払消費税等 (18) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。） (19) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの (20) その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの	(16) 未払消費税等 (17) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。） (18) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの (19) その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの
<p>第41 セグメント情報の開示</p> <p>1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人</u>における開示すべきセグメント情報は、当該法人の<u>中期目標等</u>における<u>一定の事業等のまとまりごとの区分</u>に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 <u>公立大学法人</u>における開示すべきセグメント情報は、当該法人の<u>業務内容等</u>に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>3 開示すべき情報は、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人</u>においては、<u>事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報</u>とし、<u>公立大学法人</u>においては、<u>業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報</u>とする。（注37）</p> <p><注37>セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人</u>は、業績</p>	<p>第41 セグメント情報の開示</p> <p>1 <u>地方独立行政法人</u>における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の<u>事業内容等</u>に応じた<u>適切な区分</u>に基づくセグメント情報とする。</p> <p>(1) 事業の種類別セグメント情報</p> <p>(2) 所在地別セグメント情報</p> <p>2 <u>事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。</u></p> <p>3 <u>所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。</u></p> <p>4 開示すべき情報は、<u>事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報</u>とする。（注37）</p> <p><注37>セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>地方独立行政法人</u>は、業績評価のための情報提</p>	<p>第43 セグメント情報の開示 【国独法基準】</p> <p>1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の<u>中期目標等</u>における<u>一定の事業等のまとまりごとの区分</u>に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、<u>事業収益、事業損益、総損益、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額</u>とする。（注39）</p> <p><注39> セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等</p>	<p>第43 セグメント情報の開示 【国独法基準】</p> <p>1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の<u>事業内容等</u>に応じた<u>適切な区分</u>に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、<u>事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額</u>とする。（注39）</p> <p><注39> セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>評価のための情報提供等による住民、設立団体等の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p><u>公立大学法人においては、同様の観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p><u>なお、公立大学法人以外の地方独立行政法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。</u></p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、<u>主要な費用及び収益</u>（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、セグメント情報について、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</u></p> <p>4 <u>公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セ</u></p>	<p>供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、<u>主要な事業費用及び主要な事業収益</u>（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 <u>セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。</u></p>	<p>による国民、<u>主務大臣</u>その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p><u>なお、中期目標等における一定の事業等のまとまりは、「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成26年9月2日 総務大臣決定）において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされている。具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。</u></p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、<u>主要な費用及び収益</u>（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 <u>セグメント情報について、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、各法人において適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</u></p>	<p>による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、<u>主要な事業費用及び主要な事業収益</u>（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 <u>セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人にて個々に定めていくこととする。</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>グメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。また、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</p>	<p>ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</p>		
<p>第55 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) <u>長期前受受託研究費</u> (公立大学法人に限る。)</p> <p>(5) <u>長期前受共同研究費</u> (公立大学法人に限る。)</p> <p>〔(6)～(12) 略〕</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(7) 略〕</p> <p>(8) <u>前受受託研究費</u> (公立大学法人に限る。)</p> <p>(9) <u>前受共同研究費</u> (公立大学法人に限る。)</p> <p>〔(10)～(23) 略〕</p>	<p>第55 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(4) <u>長期前受受託研究費等</u> (公立大学法人に限る。)(新設)</p> <p>〔(5)～(11) 同左〕</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(7) 同左〕</p> <p>(8) <u>前受受託研究費等</u> (公立大学法人に限る。)(新設)</p> <p>〔(9)～(22) 同左〕</p>	<p>第54 負債の表示項目【国大基準】</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) <u>長期前受受託研究費</u></p> <p>(4) <u>長期前受共同研究費</u></p> <p>(5) <u>長期前受受託事業費等</u></p> <p>(6) <u>大学改革支援・学位授与機構債務負担金</u></p> <p>〔(7)～(12) 略〕</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(5) 略〕</p> <p>(6) <u>前受受託研究費</u></p> <p>(7) <u>前受共同研究費</u></p> <p>〔(8)～(20) 略〕</p>	<p>第54 負債の表示項目【国大基準】</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) <u>長期前受受託研究費等</u>(新設)</p> <p>(4) <u>長期前受受託事業費等</u></p> <p>(5) <u>国立大学財務・経営センター債務負担金</u></p> <p>〔(6)～(11) 同左〕</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>〔(1)～(5) 同左〕</p> <p>(6) <u>前受受託研究費等</u>(新設)</p> <p>〔(7)～(19) 同左〕</p>
<p>第57 貸借対照表の様式</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>〔資産の部 略〕</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>【略】</p>	<p>第57 貸借対照表の様式</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>〔資産の部 同左〕</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>【略】</p>	<p>第56 貸借対照表の様式【国大基準】</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>〔資産の部 略〕</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>【略】</p>	<p>第56 貸借対照表の様式【国大基準】</p> <p>貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>〔資産の部 同左〕</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>【略】</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>長期前受託研究費 ×××</p> <p>長期前受共同研究費 ×××</p> <p>長期前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 流動負債</p> <p>【略】</p> <p>前受託研究費 ×××</p> <p>前受共同研究費 ×××</p> <p>前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>長期前受託研究費等 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>長期前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 流動負債</p> <p>【略】</p> <p>前受託研究費等 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>長期前受託研究費 ×××</p> <p>長期前受共同研究費 ×××</p> <p>長期前受託事業費等 ×××</p> <p>大学改革支援・学位授与機構債</p> <p>務負担金 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 流動負債</p> <p>【略】</p> <p>前受託研究費 ×××</p> <p>前受共同研究費 ×××</p> <p>前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>長期前受託研究費等 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>長期前受託事業費等 ×××</p> <p>国立大学財務・経営センター債</p> <p>務負担金 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 流動負債</p> <p>【略】</p> <p>前受託研究費等 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>前受託事業費等 ×××</p> <p>【略】</p>
<p>第64 損益計算書の様式</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <p>【略】</p> <p>受託研究費 ×××</p> <p>共同研究費 ×××</p> <p>受託事業費 ×××</p> <p>【略】</p> <p>経常収益</p> <p>【略】</p>	<p>第64 損益計算書の様式</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <p>【略】</p> <p>受託研究費 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>受託事業費 ×××</p> <p>【略】</p> <p>経常収益</p> <p>【略】</p>	<p>第63 損益計算書の様式【国大基準】</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <p>【略】</p> <p>受託研究費 ×××</p> <p>共同研究費 ×××</p> <p>受託事業費 ×××</p> <p>【略】</p> <p>経常収益</p> <p>【略】</p>	<p>第63 損益計算書の様式【国大基準】</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <p>【略】</p> <p>受託研究費 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>受託事業費 ×××</p> <p>【略】</p> <p>経常収益</p> <p>【略】</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>受託研究収益 ×××</p> <p>共同研究収益 ×××</p> <p>受託事業等収益 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>受託研究等収益 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>受託事業等収益 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>受託研究収益 ×××</p> <p>共同研究収益 ×××</p> <p>受託事業等収益 ×××</p> <p>【略】</p>	<p>受託研究等収益 ×××</p> <p>(新設)</p> <p>受託事業等収益 ×××</p> <p>【略】</p>
<p>第 67 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">受託研究収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">共同研究収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">受託事業等収入 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p>	<p>第 67 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">受託研究等収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">受託事業等収入 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p>	<p>第 66 キャッシュ・フロー計算書の様式 【国大基準】</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">受託研究収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">共同研究収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">受託事業等収入 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">大学改革支援・学位授与機構への納付による支出 -×××</p> <p>【略】</p>	<p>第 66 キャッシュ・フロー計算書の様式 【国大基準】</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年 4 月 1 日～平成〇〇年 3 月 31 日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">受託研究等収入 ×××</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">受託事業等収入 ×××</p> <p>【略】</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>【略】</p> <p style="text-align: right;">国立大学財務・経営センターへの納付による支出 -×××</p> <p>【略】</p>
<p>第 75 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>[1 略]</p> <p>2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書</p>	<p>第 75 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書</p>	<p>第 74 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式</p> <p style="text-align: right;">【国大基準】</p> <p>国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人等業務実施コスト計算書</p>	<p>第 74 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式</p> <p style="text-align: right;">【国大基準】</p> <p>国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人等業務実施コスト計算書</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日) I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 【略】 (2) (控除) 自己収入等 【略】 受託研究収益 - × × × 共同研究収益 - × × × 受託事業等収益 - × × × 【略】	(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日) I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 【略】 (2) (控除) 自己収入等 【略】 受託研究等収益 - × × × (新設) 受託事業等収益 - × × × 【略】	(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日) I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 【略】 (2) (控除) 自己収入等 【略】 受託研究収益 - × × × 共同研究収益 - × × × 受託事業等収益 - × × × 【略】	(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日) I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 【略】 (2) (控除) 自己収入等 【略】 受託研究等収益 - × × × (新設) 受託事業等収益 - × × × 【略】
第77 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49) (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金の明細 (6) 公立大学法人債の明細(公立大学法人に限る。) (7) 引当金の明細 (8) 資産除去債務の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細	第77 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49) (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金の明細 (6) 公立大学法人債の明細(公立大学法人に限る。) (7) 引当金の明細 (8) 資産除去債務の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細	第79 附属明細書【国独法基準】 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金及び(何)債券の明細 (6) 引当金の明細 (7) 資産除去債務の明細 (8) 法令に基づく引当金等の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 国等からの財源措置の明細	第79 附属明細書【国独法基準】 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額 (2) たな卸資産の明細 (3) 有価証券の明細 (4) 長期貸付金の明細 (5) 長期借入金及び(何)債券の明細 (6) 引当金の明細 (7) 資産除去債務の明細 (8) 法令に基づく引当金等の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 国等からの財源措置の明細

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(16) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(17) 寄附金の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(18) 受託研究の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(19) 共同研究の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(20) 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(21) <u>科学研究費補助金等の明細</u></p> <p><u>(22) 預り手数料の明細（申請等関係事務処理法人に限る。）</u></p> <p><u>(23) 預り手当財源等の明細（申請等関係事務処理法人に限る。）</u></p> <p><u>(24) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(16) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(17) 寄附金の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(18) 受託研究の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(19) 共同研究の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(20) 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）</p> <p>(21) <u>科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p> <p><u>(16) 科学研究費補助金の明細</u></p> <p><u>(17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>	<p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u></p>
<p>第 79 運営費交付金の会計処理</p> <p>1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。なお、公立大学法人については、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。</p> <p>2 <u>運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。</u></p> <p><u>「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とし、「注 37 セグメント情報の開示について」で示した中期目標等</u></p>	<p>第 79 運営費交付金の会計処理</p> <p>1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。なお、公立大学法人については、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。</p> <p>2 <u>運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。なお、公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。</u></p>	<p>第 81 運営費交付金の会計処理 【国独法基準】</p> <p>1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 <u>運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。</u></p> <p><u>「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収と</u></p>	<p>第 81 運営費交付金の会計処理 【国独法基準】</p> <p>1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 <u>運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</p> <p>「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。</p> <p>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含めない。</p>		<p>いった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは育成プログラムの種類の観点から「注39 セグメント情報の開示について」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</p> <p>「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。</p> <p>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含めない。</p>	
<p>3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注55)</p> <p>4 なお、公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。</p> <p>5 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければ</p>	<p>3 独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注60)</p> <p>4 運営費交付金債務は、次の中期目標及び中長期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、こ</p>	<p>(新設)</p> <p>3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければ</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
ばならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。	ばならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。	れを全額収益に振り替えなければならない。なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。	ばならない。
6 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。	(新設)	5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度（行政執行法人は毎事業年度）の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。	(新設)
7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。 〔(1) 略〕 (2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注 56）	4 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。 〔(1) 同左〕 (2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注 55）	6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 〔(1) 略〕 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。 （注 61）	4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 〔(1) 同左〕 (2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。 （注 60）
<注 55> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について 1 運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく必要がある。	(新設)	<注 60> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について 1 「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）の中で、運営費交付金は、国が事前に用途を特定しないという意味でのいわば「渡し切りの交付金」であり、従って、独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てることができるものとする、とされている。 2 今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切	(新設)

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>2 <u>収益化単位の業務は、P D C Aサイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位の細分化することとする。</u></p> <p>3 <u>「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。</u></p> <p><u>理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。</u></p>		<p><u>かつ効率的に使用する責務を課す」とされていることを踏まえ、運営費交付金を適切かつ効率的に使用するためには、法人内部において収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を明確にしておく必要がある。</u></p> <p>3 <u>収益化単位の業務は、P D C Aサイクル等の内部管理が機能するよう、原則として、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。管理部門の活動についても、例えば部門別などの細かい単位の細分化することとする。</u></p> <p>4 <u>「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、法人の長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。</u></p> <p><u>法人の長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各収益化単位の業務に配分する必要がある。</u></p>	
<p><注 56> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、<u>運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、公立大学法人以外の地方独立行政法人については、業務達成基準により収益化を行うことを原則とし、公立大学法人については、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、</u></p>	<p><注 55> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、<u>交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをす</u></p>	<p><注 61> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、<u>運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務達成基準により収益化を行うことを原則とする。</u></p>	<p><注 60> 運営費交付金の会計処理について</p> <p>1 運営費交付金は独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、<u>交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。</p> <p>2 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人における業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された(完了した)収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u></p> <p>(2) <u>年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。</u></p> <p>(3) <u>地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。</u></p>	<p>る。</p> <p>2 <u>運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</u></p> <p>(2) <u>上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された(完了した)収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u></p> <p>(2) <u>年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。</u></p> <p>(3) <u>独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。</u></p>	<p>2 <u>運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。</u></p> <p><u>例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</u></p> <p>(2) <u>上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</u></p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>3 <u>公立大学法人における運営費交付金の収益化については、公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。</u></p> <p><u>なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。</u></p> <p>4 <u>管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。</u></p> <p>5 <u>例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。</u></p> <p><u>別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収</u></p>	<p>(4) 公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。</p>	<p>3 <u>管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。</u></p> <p>4 <u>例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。</u></p> <p><u>別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収</u></p>	

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
<p>益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 51>「重要な会計方針等の開示について」第 2 項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。</p> <p>6 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>7 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて<u>運営費交付金</u>を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>8 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>9 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>10 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に</p>	<p>(5) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて<u>交付金</u>を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に</p>	<p>益以外の収益がある場合には、<u>運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</u></p> <p>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注 55>「重要な会計方針等の開示について」第 2 項(1)「<u>運営費交付金収益の計上基準</u>」に注記しなければならない。</p> <p>5 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>6 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標等の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて<u>運営費交付金</u>を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>7 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>9 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に</p>	<p>(4) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。</p> <p>3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて<u>交付金</u>を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</p> <p>4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。</p> <p>5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。</p> <p>6 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
に振り替えるものとする。	振り替えるものとする。	振り替えるものとする。	振り替えるものとする。
<p>第 81 補助金等の会計処理</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 58)</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p>	<p>第 81 補助金等の会計処理</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 57)</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p>	<p>第 83 補助金等の会計処理【国独法基準】</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 63)</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>[(3) 略]</p>	<p>第 83 補助金等の会計処理【国独法基準】</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 62)</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>[(3) 略]</p>
<p>第 84 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p>地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、その実施によって実現したのみを各期の収益として計上する。(注 62)</p> <p><注 62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、</p>	<p>第 84 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p>地方独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、その実施によって実現したのみを各期の収益として計上する。(注 61)</p> <p><注 61> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>地方独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、地方独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の</p>	<p>第 83 教育研究の実施等による収益の会計処理【国大基準】</p> <p>国立大学法人等がその教育研究の実施等に伴い得た収入については、その実施によって実現したのみを、各期の収益として計上する。(注 62)</p> <p><注 62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究の提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。</p>	<p>第 83 教育研究の実施等による収益の会計処理【国大基準】</p> <p>国立大学法人等がその教育研究の実施等に伴い得た収入については、その実施によって実現したのみを、各期の収益として計上する。(注 62)</p> <p><注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究の提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法・国大改訂後	国独法・国大改訂前
国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。	主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。		<u>と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</u>
第 98 申請等関係事務処理法人における区分経理に係る会計処理の原則 [1・2 略]	第 98 区分経理に係る会計処理の原則 [1・2 同左]		
第 103 設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則 <u>法第 123 条第 2 項に基づく設立団体の協議により、法第 34 条及び第 35 条第 1 項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第 98、第 99、第 100、第 101 及び第 102 並びに注解 69、70、71 及び 72 に準じて会計処理並びに注記を行う。</u>	(新設)		

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案
【公営企業型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p>第 24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>〔(1)～(2) 略〕</p> <p><u>(3) 「第 87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額</u></p> <p><u>(4) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注 22）</u></p> <p>ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</p> <p>イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用</p> <p>ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</p> <p><u>(5) 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額</u></p> <p><u>(6) 「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>	<p>第 24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>〔(1)～(2) 同左〕</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注 22）</u></p> <p>ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</p> <p>イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用</p> <p>ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</p> <p><u>(4) 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額</u></p> <p><u>(5) 「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>		
<p>第 36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。(注 33)</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p><注 33></p>	<p>第 36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。(注 33)</p> <p>〔2～5 同左〕</p> <p><注 33></p>		

<p>移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、<u>移行前に地方公営企業法施行規則附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理すること</u>を認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従って引き当ておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。</p> <p>また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。</p>	<p>移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について<u>移行当初の中期目標期間内で費用として処理すること</u>を認める。この場合、「第36 退職給付引当金の計上方法」の1に定める基準に従って引き当ておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。</p> <p>また、当該中期目標期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。</p>														
<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、<u>引当外退職給付増加見積額</u>及び機会費用に区分して表示しなければならない。</p> <p>[2～3 略]</p>	<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額及び機会費用に区分して表示しなければならない。</p> <p>[2～3 同左]</p>														
<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>【略】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">V 損益外除売却差額相当額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>VI <u>引当外退職給付増加見積額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td>VII 機会費用</td> <td></td> </tr> </table>	V 損益外除売却差額相当額	×××	VI <u>引当外退職給付増加見積額</u>	<u>×××</u>	VII 機会費用		<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>【略】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">V 損益外除売却差額相当額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VI 機会費用</td> <td></td> </tr> </table>	V 損益外除売却差額相当額	×××	(新設)		VI 機会費用			
V 損益外除売却差額相当額	×××														
VI <u>引当外退職給付増加見積額</u>	<u>×××</u>														
VII 機会費用															
V 損益外除売却差額相当額	×××														
(新設)															
VI 機会費用															

<p>【略】</p> <p>第 77 注記</p> <p>[1 略]</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 52) (注 53) (注 54) (注 55) (注 56)</p> <p><注 53 >重要な会計方針等の開示について</p> <p>[1 略]</p> <p>2 会計方針とは、<u>公営企業型地方独立行政法人</u>が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p>[3～4 略]</p>	<p>【略】</p> <p>第 77 注記</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注 52) (注 53) (注 54) (注 55) (注 56)</p> <p><注 53 >重要な会計方針等の開示について</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 会計方針とは、<u>地方独立行政法人</u>が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>[3～4 同左]</p>		
<p>第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領したときは、相当額を運営費負担金債務として整理するものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</p>	<p>第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領したときは、相当額を運営費負担金債務として整理するものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</p>	<p>第 81 運営費交付金の会計処理 【国独法基準】【再掲】</p> <p>1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 運営費交付金債務は<u>中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則ものとする。</u></p> <p><u>「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。具体的には、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務の観点あるいは融資の種別の観点から、人材育成業務を行う法人においては、研修、他機関との連携などの事務の観点あるいは育成プログラムの種類の観点から「注 39 セグメント情報の開示について」で</u></p>	<p>第 81 運営費交付金の会計処理 【国独法基準】【再掲】</p> <p>1 独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。</p> <p>2 運営費交付金債務は<u>中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</u></p>

		<p>示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。</p> <p>「一定の事業等のまとまり」は、収益化単位の業務を集積したものであり、収益化単位の業務より一定の事業等のまとまりの方が大きいのが通常であるが、法人によっては、一定の事業等のまとまりの中で単一の業務のみを行っている場合など、両者が同一である場合もあり得る。すなわち、一般的に用いられる事業、業務の概念、関係性とは異なり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」における一定の事業等のまとまりの「事業等」と、収益化単位の業務の「業務」は、同一の概念である。</p> <p>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含まない。</p>	
<p>3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> <p>4 中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</p> <p>5 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p>	<p>3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p>	<p>3 独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注 60)</p> <p>4 運営費交付金債務は、次の中期目標及び中長期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、行政執行法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。</p> <p>5 中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度(行政執行法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。</p> <p>6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p>

<p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注 57)</p> <p>6 運営費交付金の会計処理についても、上記 1 から 5 までに掲げる処理と同様に行うものとする。</p>	<p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。(注 57)</p> <p>5 運営費交付金の会計処理についても、上記 1 から 4 までに掲げる処理と同様に行うものとする。</p>	<p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 61)</p>	<p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注 60)</p>
<p>第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 59)</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p>	<p>第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <p>〔1～3 同左〕</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 59)</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p>	<p>第 83 補助金等の会計処理【国独法基準】【再掲】</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 63)</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>〔(3) 略〕</p>	<p>第 83 補助金等の会計処理【国独法基準】【再掲】</p> <p>〔1～3 同左〕</p> <p>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 62)</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>〔(3) 同左〕</p>
<p>第 87 退職給付に係る会計処理</p> <p>1 退職給付債務については、「第 36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。</p> <p>2 退職給付債務について、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員について、公営企業型地方独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが公営企業型地方独立行政法人の給与規則等において明ら</p>	<p>第 87 退職給付に係る会計処理</p> <p>退職給付債務については、「第 36 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。</p>		

<p>かな場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。</p> <p>4 上記2の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p>	<p>公営企業型地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。</p>		
<p>第 95 <u>二以上の事業を行う公営企業型地方独立行政法人における区分経理に係る会計処理の原則</u></p> <p>[1・2 略]</p>	<p>第 95 <u>区分経理に係る会計処理の原則</u></p> <p>[1・2 同左]</p>		
<p>第 100 <u>設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人における区分経理の原則</u></p> <p>法第 123 条第 2 項に基づく設立団体の協議により、法第 34 条及び第 35 条第 1 項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である公営企業型地方独立行政法人においては、地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準第 98、第 99、第 100、第 101 及び第 102 並びに注解 69、70、71 及び 72 に準じて会計処理並びに注記を行う。</p>	<p>(新設)</p>		
<p>第 102 <u>設立団体の数の減少に係る会計処理</u></p> <p>設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、公営企業型地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第 93 及び第 94 に準じて会計処理を行う。</p>	<p>第 101 <u>設立団体の数の減少に係る会計処理</u></p> <p>設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第 93 及び第 94 に準じて会計処理を行う。</p>		